

◎ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（本人確認の対象から除かれる取引） 第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、四 （略） 五 令第三条第一項第九号又は第十号に規定する契約のうち、金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるものの締結 六、七 （略） 八 令第三条第一項第二十一号の現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいう。次号及び第十号において同じ。）の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。） 九 令第三条第一項第一号、第九号、第十号、第十八号及び第二十五号から第三十号までに掲げる取引のうち、特定通信手段（金融機関等及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国金融機関等」という。）の間で利	（本人確認の対象から除かれる取引） 第二条 令第三条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、四 （略） 五 令第三条第一項第九号又は第十号に規定する契約のうち、金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるものの締結 六、七 （略） （新設） 八 令第三条第一項第一号、第九号、第十号、第十八号及び第二十三号から第二十七号までに掲げる取引のうち、特定通信手段（金融機関等及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国金融機関等」という。）の間で

用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によつて送信を行う金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を顧客等とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの（外国金融機関等との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。）

十 令第三条第一項第一号から第三十号までに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であつて、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示又は送付されたもの

（本人確認記録の保存期間）

第九条 法第四条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び本人確認済み取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作

利用される国際的な通信手段であつて、当該通信手段によつて送信を行う金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する金融機関等及び日本銀行並びに外国金融機関等を顧客等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する顧客等をいう。）とするものであつて、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの（外国金融機関等との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。）

九 令第三条第一項第一号から第二十七号までに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であつて、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示又は送付されたもの

ロ 破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であつて、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示又は送付されたもの

（本人確認記録の保存期間）

第九条 法第四条第二項に規定する主務省令で定める日は、取引終了日及び本人確認済み取引に係る取引終了日のうち後に到来する日とする。

2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作

成した取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十二号、第十四号（媒介又は代理を除く。）、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理を除く。）又は第二十三号から第三十号までに掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 令第三条第一項第七号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十一号、第十三号、第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理に限る。）、第十九号から第二十二号まで、第三十一号又は第三十二号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第三条第一項第一号から第三十号までに掲げる取引であつて本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があつた場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

（取引記録の作成・保存義務の対象から除外される取引）

第十条 令第五条第五号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等その他の金融機関等との間の取引（為替取引のために当該他の金融機関等が行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しを除く。）

二、三 （略）

成した取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一 令第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約を除く。）、第十二号、第十四号（媒介又は代理を除く。）、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理を除く。）又は第二十二号から第二十七号までに掲げる取引 当該取引に係る契約が終了した日

二 令第三条第一項第七号、第十号（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、第十一号、第十三号、第十四号（媒介又は代理に限る。）、第十五号、第十六号から第十八号まで（媒介又は代理に限る。）、第十九号から第二十一号まで、第二十八号又は第二十九号に掲げる取引 当該取引が行われた日

3 第一項に規定する「本人確認済み取引に係る取引終了日」とは、令第三条第一項第一号から第二十七号までに掲げる取引であつて本人確認済みの顧客等との取引に該当する取引があつた場合において、前項の規定中「本人確認記録を作成した取引」とあるのを「本人確認済みの顧客等との取引」と読み替えて同項の規定を適用したときにおける同項に定める日とする。

（取引記録の作成・保存義務の対象から除外される取引）

第十条 令第五条第五号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一 自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされる顧客等その他の金融機関等との間の取引

二、三 （略）

(取引記録の記録事項)

第十二条 法第五条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 顧客等と第三者(当該顧客等が当該第三者と同一の者である場合を含む。以下この条において同じ。)との間における資金の移動を伴う取引にあつては、当該取引及び当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項

五 前号の取引(本邦内で行われたものに限り、本邦から外国へ向けたもの及び外国から本邦へ向けたものを除く。)が当該取引を行う顧客等に係る金融機関等と当該取引を行う第三者に係る金融機関等(以下この号において「他の金融機関等」という。)との間の資金決済を伴うものであり、かつ、当該取引に係る情報の授受が当該取引を行う顧客等に係る金融機関等と当該他の金融機関等との間において電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により行われる場合には、次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ 他の金融機関等への資金の支払を伴う取引である場合 他の金融機関等から当該他の金融機関等に保存されている取引記録に基づき当該取引に係る顧客等の確認を求められたときに、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して当該顧客等の本人確認記録を検索するに足りる事項(本人確認記録がない場合にあっては、求められた日から三営業日以内に当該取引を特定して氏名又は名称その他の当該顧客等を特定するに足りる事項)

ロ 他の金融機関等からの資金の受取を伴う取引である場合 他の

(取引記録の記録事項)

第十二条 法第五条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 顧客等と第三者との間における資金の移動を伴う取引にあつては、当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項

(新設)

金融機関等との間で授受される当該取引に係る情報を検索するに 足りる事項	
--	--